

令和2年（行コ）第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英

被控訴人 愛知県

第13準備書面
(被控訴人第6準備書面に対する反論)

令和3年（2021年）11月30日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

控訴人代理人

弁護士 堀江哲史

同 長谷川桂子

(代)

同 岡村晴美

(代)

同 倉知孝匡

(代)

同 矢崎暁子

(代)

同 浦野智文

(代)

同 進 藤 一 樹 (代)

同 大 畑 泰次郎 (代)

同 中 川 重 徳 (代)

同 永 野 靖 (代)

同 山 下 敏 雅 (代)

控訴人復代理人

同 水 谷 陽 子 (代)

控訴人は、被控訴人第6準備書面について、以下のとおり、反論する。

第1 国家公務員災害補償法の規定によっても、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解釈すべきこと

1 はじめに

被控訴人は、第6準備書面4頁において、国家公務員災害補償法16条1項が、「妻」及び「夫」との文言を使用していることを取り上げ、異性間の人的結合関係であることを当然の前提とする一方で、職員と同性である「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」について規定する文言がないことは、同項の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）」に職員と同性の者は含まれないと解した上で、本件規定も同様に解釈するべきであると主張する。

しかし、この主張は、以下の2つの理由により誤っている。

2 国家公務員災害補償法16条1項が、「妻」及び「夫」との文言を使用していることをもって、国家公務員災害補償法の受給権者に同性パートナーが含まれないとは解されないこと

- (1) まず、前提として、国家公務員災害補償法16条1項に、「夫」「妻」という言葉が使われていること自体については、それぞれ、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」が含まれている以上、本件規定の解釈と同様に、同性事実婚と異性事実婚の区別に合理性があるかどうかの問題なのであって、同性間において異性間と同様に法律婚ができるかどうかという点からストレートに区別の合理性が導き出せるものではない。ましてや、規定ぶりという観点からは、本件規定には、「夫」「妻」という言葉は使われていないのであって、被害者と同性同士のパートナーも事実婚配偶者として「遺族」に含まれると考えるのが本件規定の素直な解釈である。

(2) そのうえで、本題について検討する。

国家公務員災害補償法16条1項の柱書は、「職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）」を受給者とする旨規定した上で、「妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)」以外の者にあつては、職員の死亡の当時、同項各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとし、同項1号において、「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者）」については年齢要件を課している。その趣旨は遺族として残された者の性別に着目したパターンリスティックな支援だというべきであつて、結合が異性か同性かという二者間の関係に着目したものではない。

この点、遺族補償年金の受給に関して、妻には年齢要件を設けないのに、夫には年齢要件を設けている、地方公務員災害補償法32条1項ただし書きについて、夫と妻との区別が憲法14条1項に違反するかが争点となった事案において、最高裁判所は、「遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、…男女間における生産年齢人口に占める同労力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは…不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない」（最三小判平成29年3月21日裁判所時報1672号3項）と述べていることも、同趣旨を確認したものである。

むしろ、遺族補償年金制度が、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度であることからすれば、国家公務員災害補償法16条1項にいう、「妻」「夫」の該当性については、同性事実

婚においても、残された者が男性であるのか女性であるのかに着目してあてはめることが可能であり、憲法14条1項の観点からみれば、その保障の対象から同性パートナーが外れていると解釈するべきではない。

よって、国家公務員災害補償法16条1項が、「妻」及び「夫」との文言を使用していることをもって、国家公務員災害補償法の受給権者に同性パートナーが含まれないとはいえない。

(3) なお、仮に、国家公務員災害補償法の受給権者に同性パートナーが含まれないとしても、本件規定も同様に解釈する必然性がないことについて、念のため付言する。

最高裁判所も認定するとおり、遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度であって、家族の稼ぎ手の死亡によって、定時収入が途絶えることで、遺族の生活が維持できなくなることにかんがみて、定時収入を補うことを目的とする制度である。

他方で、犯給法は、①犯罪行為により被害者の生命・身体に対する深刻な被害が生じているにもかかわらず、加害者から損害賠償金の回収ができないという不法行為制度の補完、②他の補償制度に比べて犯罪被害者に対して補償がされにくいという補償制度間における救済上の不均衡の是正、③犯罪行為の加害者に比べて被害者の救済が不十分であることに対する刑事政策上の不均衡等の是正を趣旨とし、犯罪により遺族に生じた経済的又は精神的な被害を救済することを目的とするものである。

両制度の趣旨目的は異なっており、犯罪により遺族に生じた経済的又は精神的な被害を救済するという目的を達成するために、受給者の性別に着目して異なる補償をする必然性は全くないばかりか、犯給法に関しては、受給者の性別に着目して異なる補償をするという制度にもなっていないのであるから、仮に、国家公務員災害補償法の受給権者に同性パートナーが

含まれないとしても、本件規定も同様に解釈する必然性は全くない。

3 既に、本件規定と同様の規定について、同性パートナーを含むという法解釈がなされていること

- (1) 本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれることについては、既に、条例において、本件規定と同様の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）」に同性パートナーを含むという法解釈がなされていることから裏付けられる。
- (2) 一例として、鳥取県では、鳥取県職員の給与に関する条例（甲205）8条1項において、扶養親族のある職員に対して扶養手当を支給することを定めており、同条2項1号は、「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を扶養親族としているところ、かかる扶養手当について、性的マイノリティも対象とされていることが、県議会の答弁で明らかにされている（甲206：令和2年2月定例会第9号議事録）。
- (3) また、三重県では、三重県職員の給与に関する条例（甲207）12条1項において、扶養親族のある職員に対して扶養手当を支給することを定めており、同条2項1号は、「配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を扶養親族としているところ、かかる扶養手当について、令和3年9月から、性的少数者のパートナーがいる県職員を婚姻関係とみなして付与されている（甲208：ニュース記事）。
- (4) これらの条例は、いずれも「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」という本件規定と同じ文言を用いているが、かかる文言を改正することのないまま、同性パートナーを事実婚配偶者として扱っている。このように、本件規定に同性事実婚の者を含むという法解釈は、既になされているので

あり、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解する余地がないという被控訴人の主張は、この点においても誤っている。

4 小括

以上より、国家公務員災害補償法の規定によっても、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解釈すべきことが揺らぐものではない。

第2 「犯罪被害給付制度の性格」及び「犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格」について

1 被告の主張が誤解に基づくものであること

被告は、犯罪被害者等給付金は「損害の填補自体を主たる目的とするものではなく、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である」と主張する。

確かに昭和55年の制定当時は主に見舞金的性格を持っており、給付金の金額が非常に低く、加害者に対して民事訴訟で言い渡される損害賠償の金額の差が大きかったことは事実である（甲188：矢野意見書10ページ）。

しかしながら、その後の法改正により、法的性格は大きく変わった。

被告の引用する書証は、制度開始当初のものが多く、法的性格についても制定当初の見解が示されているにすぎない。その後の変容については言及がなく、その意味で被告の主張は古い議論を前提としており、制度の誤解に基づく主張であると言わざるを得ない。

2 制度目的の変化

(1) 犯罪被害者等基本法の制定及び基本計画策定による犯罪被害者等給付金の政策上の位置づけの変化

ア 犯罪被害者等基本法に明示された犯罪被害者等の権利と国の責務

2004年（平成16年）犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）の制定により、国の犯罪被害者等に対する施策は大きな変貌を遂げた。

第11準備書面で詳述したとおり、基本法は、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的」とし（第1条）、第3条の基本理念において「全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する」（第1項）と明言して、犯罪被害者等が有する権利を法文上明らかにするとともに、国に対し「基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務」（第4条）及び犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画を策定する義務（第8条）を課した。

また、基本法は、基本的施策（第2章）の中に「給付金の支給に係る制度の充実等」の見出しで条文を置き、国に対し、「犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。」（第13条）として給付金等の施策の義務づけをしている。

イ 基本法を受けて策定された犯罪被害者等基本計画に「損害回復・経済的支援等への取組」が重点課題として設定されたこととその意義

基本法による基本計画策定義務を受けて内閣府に犯罪被害者等施策推進会議が設置され、同会議の作成した案に基づき、第1次犯罪被害者等基本計画（2005年（平成17年）12月閣議決定）が策定された（甲169）。第1次犯罪被害者等基本計画は5つの重点課題を設定し、その1番目に重点課題の1番目に「損害回復・経済的支援等への取組」を掲げている。

計画では、この重点課題について、「(前略) 犯罪被害者等が直面するこうした経済的困難は、それ自体重大であるだけでなく、精神的・身体的被害の回復に悪影響を与えたり、刑事手続等への十分な関与の障害ともなるなど、他の重点課題とも密接に関係する面がある。」として犯罪被害者支援施策の中で経済的支援等が重要な位置づけを占めることを確認し、また、「国等による積極的な救済制度についても、現行の制度では、犯罪被害者等が直面する経済的困難全体から見ると不十分であると指摘されている。」「このような犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開するため、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取組を行わなければならない。」として犯罪被害者等の経済的困難を打開するための経済的支援の重要性を説いている。

このことから、基本法、基本計画の下で国に求められる経済的支援の取組は、単なる見舞金ではすまず、犯罪被害者等の直面する困難な状況を打開するための取組が要求されていることは明らかである。

ウ 重点課題が求める具体的施策

基本法は重点課題「損害回復・経済的支援等への取組」中「給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）」について「今後講じていく施策」として「(2) 犯罪被害者給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大」等を掲げた。

エ 講じられた主な施策

その結果、第一次基本計画の期間中である平成20年に、「犯罪被害者等給付制度の拡充」として、犯罪被害者等給付金について、重度後遺障害者に対する障害給付金及び生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金について、その最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額も引き上げる改正が行われた（甲209：犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）の実施状況の評価）

オ 法的性格の変化

以上の経緯から、現在ある犯罪被害者等給付金は、犯罪被害者等基本法の制定とこれに基づく施策の具体化の流れの中で、制定当初の見舞金的性格のものから、犯罪被害者の権利擁護のための経済的支援策と位置づけられ、単なる見舞金ではなくなったことは明らかである。

犯罪被害者等施策推進会議決定に基づき開催された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の第10回会議（平成24年12月18日）においても、犯罪被害者等給付金の国における所管部署である警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長が、「犯給法のこれまでの考え方ということで御説明をさせていただきたいと思います。第1項についてというよりは、犯給法の制度の目的でございますが、犯給法は加害者に資力がないなどの理由によって、犯罪被害者や御遺族が損害賠償を受けられない場合が多いことから、自主的な救済を図るものということで設けられております。社会の連帯共助の精神に基づいて給付金を国が支給するものであります。ですので、生活の保障ということの考え方にはのっとっていないというのは、御指摘のとおりであります。ただ、実際の給付額の算定に当たりましても、犯罪被害者の方の負った障害の程度でございますとか、そういったことを勘案するとしておりますし、現在では、いわゆる単純な恩恵的な見舞金というものではなくなっていると考えてございます。」と、と発言し、犯罪被害者等給付金が恩恵的な見舞金ではないことを明言している（甲174・7頁）。

第3 違憲審査基準の誤り

1 はじめに

被控訴人は、第6準備書面で、本件規定が異性間の人的結合関係のみを対

象とし、同性間の人的結合関係を対象としていない規定であることを前提に、そのような内容の本件規定が憲法14条1項に適合するかどうかの判断について、「犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定に係る立法府の裁量の範囲は広範であり、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反すると評価されるのは、立法府の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したと明らかに認められる場合に限られる」と主張する。

しかし、このような憲法適合性判断基準は、本件の事柄の性質に即応しようとして、立法裁量を過度に広く考慮している点で誤っている。

2 立法裁量を前提とした最高裁の違憲審査基準

(1) 被控訴人は、憲法14条1項は事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り法的な差別的取り扱いを禁止する趣旨のものであると主張する一方、「立法府に与えられた広範な裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかな場合に限り違憲となる」という判断枠組の根拠は何ら示していない。被控訴人の引用する2つの最高裁判例も、このような判断枠組をとってはいない。

かつては、小売商業調整特措法判決（最大判昭47年11月22日刑集26巻9号586頁）等にみられたように、社会経済分野において国民生活の向上のためのいわゆる積極目的の規制に関する立法裁量は「裁量の逸脱濫用が明白である場合に限り違憲」とする判断基準が用いられると言われてきた。

しかし、最大判昭50年4月30日民集29巻4号572頁（薬事法距離制限違憲判決）や最大判昭62年4月22日（森林法違憲判決）が示したとおり、最高裁は、もはや経済的自由に関する規制についてさえ立法裁量をほぼ無制限に肯定するような「明白性の原則」には立たず、むしろ「事柄の性質」に応じて立法裁量を狭めて統制する姿勢を示している。

(2) 国籍法3条1項の一部を違憲とした最大判平20年6月4日民集62巻

6号1367頁は、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは立法府の裁量判断に委ねられるとしつつ、「立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、なおそのような区別をすることの立法目的に合理的な根拠が認められない場合、又はその具体的な区別と上記の立法目的との間に合理的関連性が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、同項に違反するものと解される」と述べた。

このように、国籍の得喪に関する要件にかかる立法についても、最高裁は「明白性の原則」を採用していない。なぜならば、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である」からである（下線部は引用者による。以下同じ。）。

すなわち、最高裁は、立法裁量を前提とする事案において、当該権利利益の重大性や、当該区別の原因となっている事柄が自らの意思や努力によって変更可能かどうかという「事柄の性質」に着目して、通常の合理性の基準よりも厳しい基準を用いて立法裁量を統制する違憲審査を行った。

(3) 民法の非嫡出子の相続分差別規定を違憲とした最大決平25年9月4日民集67巻6号1320頁(甲210)は、「相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられている」としつつ、「この事件で問われているのは、このようにして定められた相続制度全体のうち、本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別が、合理的理由のない差別的取扱いに当たるか否かということ」であると指摘し、民法に改正前900条4号ただし書が設けられた後、国内で婚姻や家族の実態が変化し、その在り方に対する国民の意識の多様化

が大きく進んだこと、諸外国においても非嫡出子差別が解消されていること、非嫡出子差別について自由権規約委員会や児童の権利に関する条約委員会が我が国に繰り返し勧告や懸念の表明をしていること、国内で非嫡出子差別をめぐる各種訴訟が起こされて住民基本台帳事務処理要領や戸籍法施行規則が改正されていること、国会への法案提出はされなかったものの非嫡出子差別解消のための法整備が議論されていたこと等を「事柄のうち重要と思われる事実」として指摘した。

そして、「嫡出でない子の法定相続分を嫡出子のその2分の1とする本件規定の合理性は、（略）種々の要素を総合考慮し、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし、嫡出でない子の権利が不当に侵害されているか否かという観点から判断されるべき法的問題であり、法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているということや、嫡出でない子の出生数の多寡、諸外国と比較した出生割合の大小は、上記法的問題の結論に直ちに結びつくものとはいえない」として、非嫡出子に否定的な意識の浸透や非嫡出子の人口比率が少ないことは差別を直ちに正当化する理由とならないことを念押ししたうえで、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている」として、非嫡出子差別は、自らの意思で変更や選択のできない属性を理由とした差別であることを指摘して、違憲の結論に至った。

- (4) 民法の再婚禁止期間規定を一部法令違憲とした最大判平27年12月16日民集69巻8号2427頁(甲211)は、婚姻及び家族に関する事項にかかる具体的な制度の構築は第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられるとしつつ、憲法24条2項によりその立法は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであると要請されていること、憲法24条1項

も婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきとの趣旨を示していること、婚姻には重要な法律上の効果が与えられること、近年家族等に関する国民の意識の多様化が進んでいるものの国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透しているため婚姻をする自由は十分尊重に値すること、といった「事柄の性質」を指摘したうえで、立法当時から医療や科学技術が発達したことや、我が国において社会状況及び経済状況の変化に伴い婚姻及び家族の実態が変化したこと、諸外国が再婚禁止期間制度を廃止する傾向にあること等に照らして、再婚禁止規定のうち100日超過部分は憲法14条1項及び憲法24条2項に違反すると断じた。

- (5) このように、最高裁は、法制度を定めるについて立法府に裁量があることを認めつつ、「事柄の性質」として、まず当該権利利益の重大性や、当該区別の原因となっている事柄が自らの意思や努力によって変更可能かどうかを考慮し、さらに、当該事柄をめぐる国民の生活実態や意識の状況、外国での同種法制度の状況、我が国の締結する条約における当該事柄の取扱い及び国際機関の意見表明状況、関連する国内の制度をめぐる創設や議論状況といった事情をも考慮して、当該権利利益に対する制限が合理的な根拠を有するといえるか否かを審査している。

被控訴人は、被控訴人第6準備書面10頁において、本件規定について立法府に広範な裁量があると主張するが、その根拠として挙げている事情は、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断する必要があること、民主的プロセスに委ねることにより判断されるべき事柄であること、国の一般財源によって行われる制度であるため国の財政事情に左右されるところが大きいことの3つのみであり、事実婚パートナーを殺害された者が犯罪被害者遺族として取り扱われることの権利利益としての重大性や、事実婚関係と認めるか否かを性別ないし性的指向という自らの意思で変更

できない事柄により区別していることについては、何らの検討も加えていない。このような被控訴人の主張は、「事柄の性質」に応じて立法裁量を統制する最高裁判例の判断枠組に反している。

なお、控訴人としては当初から本件規定自体は憲法適合的解釈の可能な規定であると主張している。上記主張は、本件規定の法令違憲審査に関する主張であるところ、これは被控訴人が本件規定について事実婚関係のうち異性同士のものに限定するという解釈をとっているため、そのように解する限り法令違憲となることを指摘するものである。

3 国の一般財源に基づく制度であることを過大視することの誤り

(1) 被控訴人は、上述のとおり、犯罪被害給付制度が国の一般財源によって実施されていることを広範な立法裁量の根拠としている。

しかし、上記第2で指摘したとおり、犯罪被害者等給付金は、もはや被控訴人の主張するような「恩恵的な見舞金」ではなく、犯罪被害者等の権利利益を擁護する制度と位置づけられているのであって、裁量を根拠にその支給対象を恣意的に選別することは許されない。

また、そもそも、金銭給付に限らず、何らかの公的施策を行うには人件費や設備費等の継続的な公金支出を必ず伴う。犯罪被害者支援制度にも、犯罪被害給付金だけでなく被害相談窓口やカウンセリングといった非金銭的支援が存在しており、これらはいずれも税金を財源として実施されている。

国の一般財源で実現される制度であることが直ちに広範な立法裁量の理由となるならば、ほとんどあらゆる法制度について受給権者ないし利用権者を性別や性的指向、人種や信条といった属性により区別することが立法府の広範な裁量に置かれ、ほぼ無制限に肯定されることとなり不合理である。

(2) 財源論を根拠に納税者の多数派を優先的に保護し、生来的な少数者を優

先的に制度の保障から除外することは、まさに憲法14条1項が明示的に禁止している差別にほかならない。国の一般財源によって実現される制度についても、何かの属性に基づき受給権の有無を区別するならば、なぜ当該属性に着目した区別が憲法14条1項にもかかわらず正当化されるのか、合理的な根拠が示されなければならない。とりわけ、当該属性が自らの意思で選択ないし変更できないものである場合には、権利利益に対する制限を自らの努力で軽減することができないし、当該属性に対する偏見をも助長することとなるため、その区別の合理性審査は一層厳格に行われてしかるべきである。

国の一般財源に基づく制度であることは、納税額の少ない少数者を優先的に排除することの免罪符とはならない。被控訴人は、犯罪被害給付制度が国の一般財源によって行われていることを、受給権者たる遺族に同性事実婚配偶者を含めない立法を正当化する根拠の一つとしているが、財源論を過大視するものであって憲法論として誤っている。

4 本件規定を性別または性的指向に基づく区別を設けたものと解するならば法令違憲になること

(1) 被控訴人は、被控訴人第6準備書面11頁～12頁において、本件規定は法律婚配偶者のみならず事実婚配偶者をも保護する目的で設けられた制度であると主張し、その立法目的には合理性があると主張する。

しかし、本件で問題とすべきは、「事実婚配偶者を受給権者に加える立法」の合理性ではなく、「事実婚配偶者のうち被害者と法律上同性の者には受給権を認めないという区別をする立法」あるいは「被害者と法律上同性の者は一律に事実婚配偶者と認めないという区別をする解釈運用」が憲法14条1項で禁止された不合理な差別的取扱いに当たるか否かである。

国籍法3条1項違憲最高裁判決も「そのような区別をすることの立法目的」を憲法適合性判断の審査対象としているし、民法900条4号ただし

書違憲最高裁判決も「本件規定により嫡出子と嫡出でない子との間で生ずる法定相続分に関する区別」の合理性を問うており、再婚禁止期間最高裁判決も「このような区別をすることが事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものと」認められるかどうかを審査している。

このように、憲法14条1項に関する違憲審査においては、受給権を定めたこと自体ではなく、受給権に「区別を設けること」が個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らし正当化されるかを審査しなければならない。

被控訴人は、本件規定が被害者と法律上同性の者に対する区別を設けた規定であると主張する一方、当該区別をすることの立法目的は現在に至ってもなお全く説明しない。事実婚配偶者に対して支給を行うことの合理性を論じることで議論をすり替え、意図的に説明を回避していると言わざるを得ない。

(2) そして、控訴理由書25頁～38頁及び控訴人第12準備書面でも詳述したとおり、本件規定が被害者と法律上異性の者のみに受給権を認めるものであると解する限り、本件規定は性別または性的指向に基づく別異取扱いを設けるものとなり、その別異取扱いの目的にも手段にも合理性は肯定され得ないから、憲法14条1項に違反し、無効であると解するほかない。

被控訴人は民法上の婚姻制度を本件規定の解釈の根拠に挙げるが、民法上の婚姻制度が性別の要件を設けていることは、民法上の婚姻をしていない者に関する区別の合理的根拠とはならない。事実婚において性別に基づく区別を設けるならば、その区別が個人の尊厳と法の下での平等に反しない理由を、民法の規定とは別に説明しなければならない。

しかも、民法が婚姻を男女の組み合わせに限定していること自体、その不利益の大きさから是正を求める意見が多数になっており、本年3月に札

幌地裁で違憲判決も出されているのであって（甲190）、その合理性に大いに疑問が示されているところである。

(3) このように、本件規定が事実婚配偶者のうち被害者と法律上異性の者にものみ受給権を認めるものであるとすると、本件規定は憲法に適合しないものとなってしまふ。

しかしながら、本件規定はその文言上、事実婚配偶者について被害者と性別の異同を要件として設けてはおらず、犯給法及び犯罪被害者支援制度の仕組み及び制定過程をみても、犯罪被害者遺族について性別又は性的指向に基づき区別する立法者意思は全く読み取ることができない。

すでに控訴人が繰り返し主張してきたとおり、本件規定それ自体は性別または性的指向を問わない中立的なものであるから、本件規定を文言どおり、性別または性的指向に基づく区別をせずに適用すれば、憲法違反の問題は生じないのである。

第4 同性パートナー不当破棄事案について

1 被控訴人の主張について

被控訴人は、第6準備書面13、14頁において、「控訴人は、近時の裁判例（東京高裁令和2年3月4日判決〔甲第113号証〕等）が「同性同士の間を『婚姻に準ずる関係』として不法行為法の保護対象に含めている」旨を指摘するが（控訴人第11準備書面第4の3（3）エ・36ページ）、同判決は「（引用者注：同性同士でありながら社会通念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていた）控訴人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有する」と説示するのみであり（同号証3ページ。下線は引用者による。）、本件別異取扱いの合理性の有無の判断に何ら影響を及ぼすものではない。」と主張する。つまり、単に不法行為上の点について述べ

ただけであり、犯給法における事実上婚姻関係にあった者かが問題となる本件には関係がないと主張する。

しかし、以下のとおり、当該高裁判決の極めて重要な点を意図的に引用せず、恣意的な解釈している。

2 重要な点を引用しない、恣意的な解釈であること

当該高裁判決は、被控訴人の引用箇所の前において「以上の事実を照らすと、控訴人及び被控訴人の上記関係（以下「本件関係」という。）は、他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成28年12月当時、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったということができる。したがって、」と判示し、これに続いて「控訴人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものというべきである。」と判示しているのである。

つまり、当該高裁判決は、同性パートナー間でも事実上婚姻関係にあったことが認められることを明確にした上で、当該訴訟において問題となっていた「不法行為上の保護される利益」に関する判断をしているのであって、不法行為上の点に限定すべきとの判断は全くしていないのである。また、「少なくとも」についても、他の法分野でも同様に解すべき場合があることを前提に、処分権主義との関係で、当該訴訟での訴訟物が不法行為に基づく損害賠償請求権であったために用いられた表現でしかない。

このように、被控訴人の主張は、当該高裁判決の極めて重要な点を意図的に引用せず、恣意的な解釈しているのである。

むしろ、当該高裁判決によって、「配偶者には同性も含む」など明文の規定がない中で、特段の限定なく同性パートナー間でも事実上婚姻関係にあっ

たものと認められる場合があることが明示された以上、同様に事実上婚姻関係にあったものが争点となっている本件においても、犯給法の解釈、憲法論いずれにおいても極めて重要な意味を持つのである。

以上